

配布資料一覧

資料 - 1 議事次第

資料 - 2 生活・利用に関する検討部会委員名簿及び配席図（敬称略）

資料 - 3 生活・利用に関する検討部会のイメージ

資料 - 4 検討部会の手順イメージ

資料 - 5 第1回 生活・利用に関する検討部会資料 基礎資料編（案）

資料 - 6 小グループによるディスカッションのイメージ

< 参考資料 >

参考資料 - 1 石西礁湖自然再生協議会 規約

参考資料 - 2 石西礁湖自然再生協議会 運営細則

参考資料 - 3 「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルール

第1回生活・利用に関する検討部会

日時：平成19年8月21日（火） 14：30～16：30

場所：大濱信泉記念館 多目的ホール

議事次第

1. 開 会
2. 主催者挨拶
3. 委員紹介
4. 事務連絡
5. 部会長等選任
6. 議 事
 - 6 - 1. 部会趣旨説明
 - 6 - 2. 部会の検討手順、進行方法について
 - 6 - 3. 石西礁湖の利用状況について
 - 6 - 4. 自然再生協議会での取り組みの整理
 - 6 - 5. 小グループによるディスカッション
 - 6 - 6. 小グループ意見の報告
7. その他連絡事項（次回開催予定等）
8. 閉会

第1回 生活・利用に関する検討部会出欠表

(順不同)

個人	Nº	会社名	役職名	氏名	備考	小グループ
	1		-	大野 寿一		A
	2		-	鹿熊 信一郎		B
	3	北九州市立大学 文学部人間関係学科	-	竹川 大介		C

(順不同)

団体・法人	Nº	会社名	役職名	氏名	備考	小グループ
	1	(有)安栄観光フェリー	-	平安名 浩文		A
	2	(株)沖縄総研	-	伊波 盛武	欠席	
	3	(株)海岸環境調査研究所	-	長田 紀晃		B
	4	(株)シー・テクノ(リゾート・アイランド・カヤマ)	-	前田 博		C
	5	WWFサンゴ礁保護研究センター	-	上村 真仁	欠席	
	6	特定非営利活動法人 たきどうん	理事長	上勢頭 保		A
	7	(株)はいむるぶし 営業課	-	浜田 誠一		B
	8	(株)不動テトラ 福岡ブロック環境営業部	-	我原 弘昭	欠席	
	9	八重山観光フェリー(株)	専務取締役	花城 吉治		C
	10	八重山漁業協同組合	-	-		A
	11	八重山サンゴ礁保全協議会		吉田 稔		B

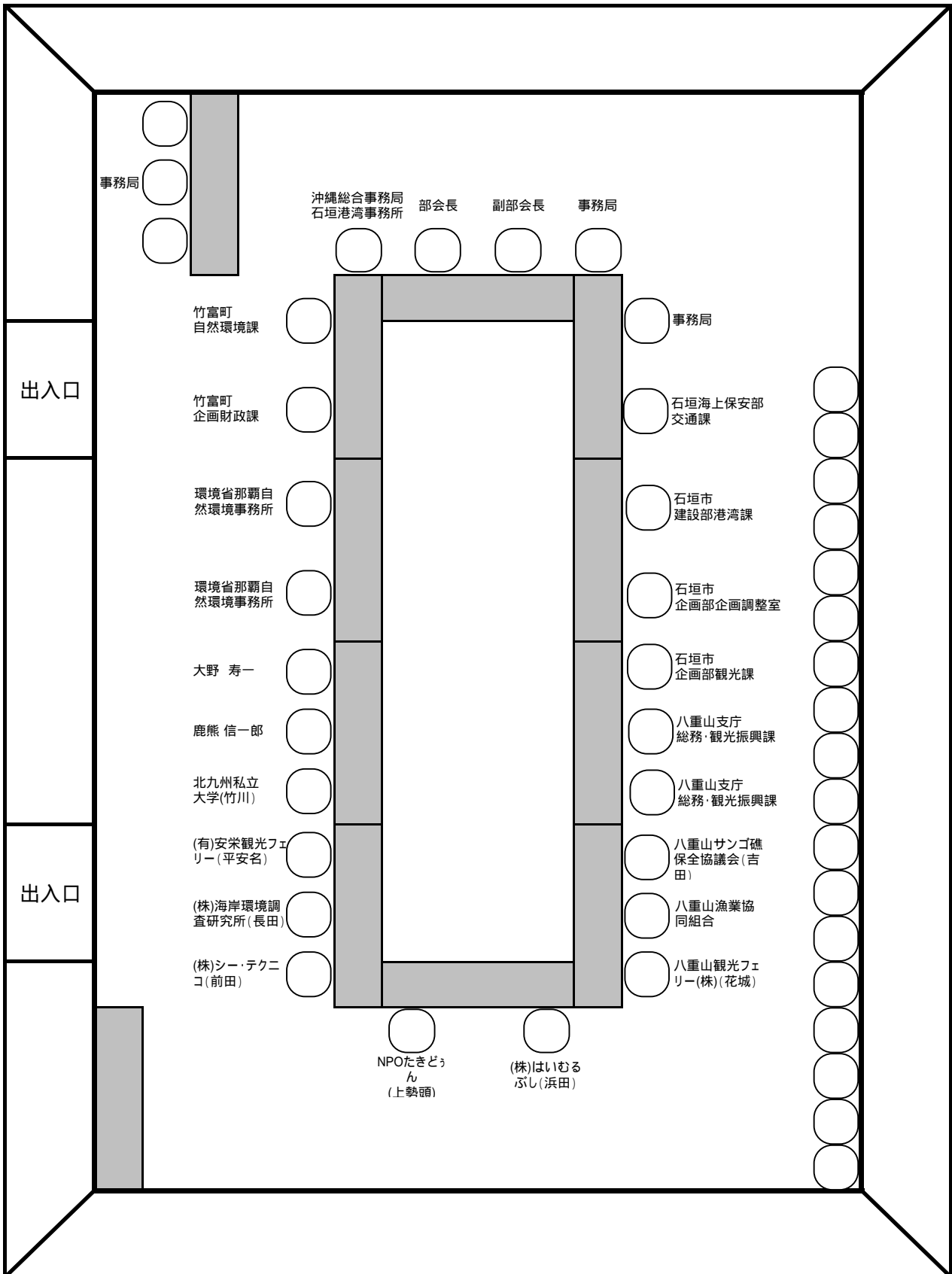
(順不同)

地方公共団体	Nº	会社名	役職名	氏名	備考	小グループ
	1	八重山支庁総務・観光振興課	主幹	新崎 昌治		C
	2	八重山支庁総務・観光振興課	主任	下地 広道		A
	3	石垣市 企画部 観光課	課長	嘉数 博仁		B
	4	石垣市 企画部 企画調整室	室長	慶田盛 伸		C
	5	石垣市 建設部 港湾課	課長補佐	石垣 雅好		A
	6	竹富町 自然環境課	課長	大城 正明		B
	7	竹富町 企画財政課	課長	慶田盛 博		C

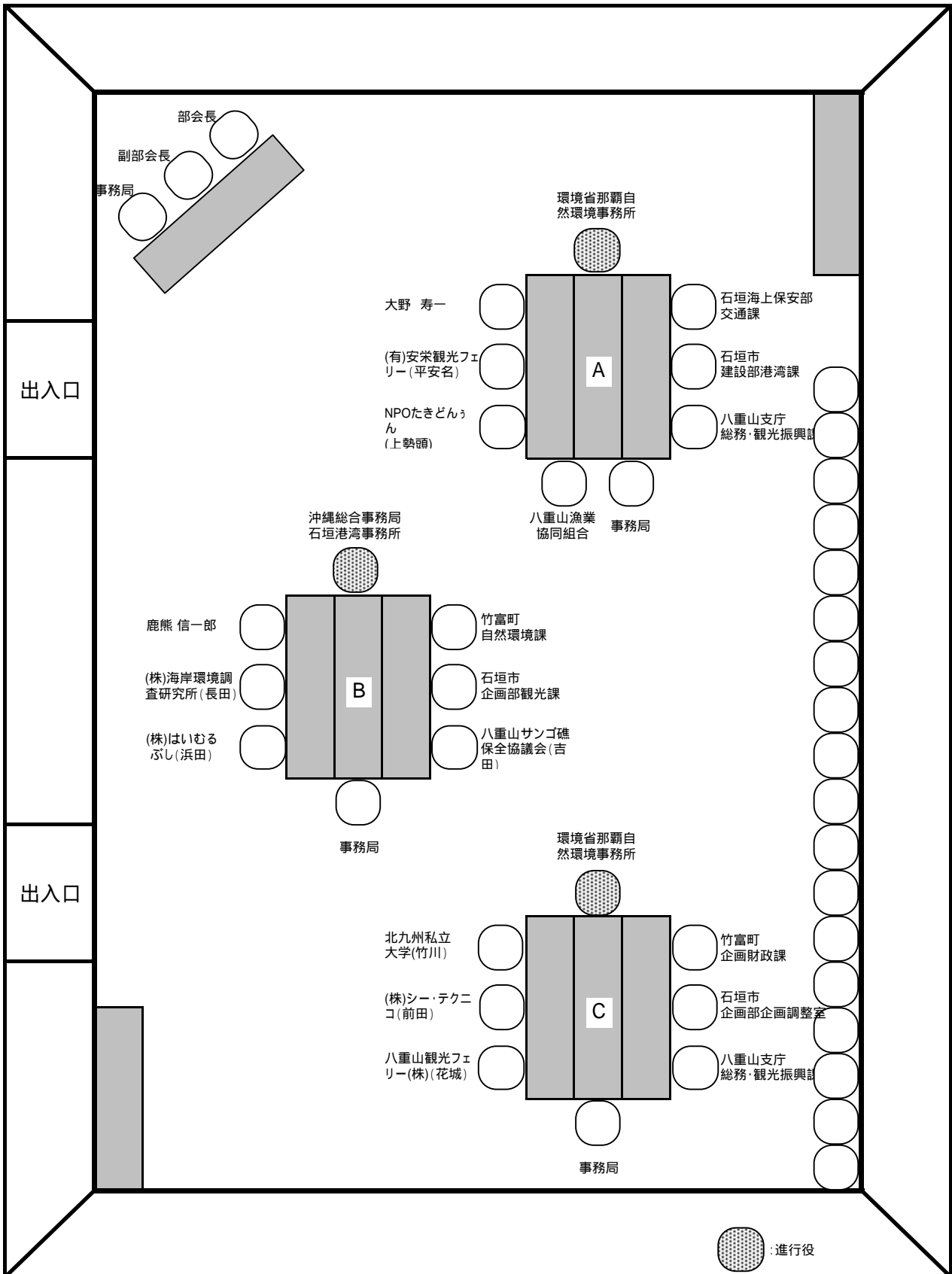
(順不同)

国の機関	Nº	会社名	役職名	氏名	備考	小グループ
	1	石垣海上保安部 交通課	主任航行援助管理官	玉城 憲夫		A
	2	環境省 那覇自然環境事務所	自然保護官	廣澤 一	出席・石垣自然保護官事務所	A
	3	沖縄総合事務局 石垣港湾事務所	所長	嶋倉 康夫		B

配席図(敬称略)



配席図(敬称略)



生活・利用に関する検討部会のイメージ

石西礁湖自然再生協議会 (H18.2 ~)

事務局：環境省那覇自然環境事務所
沖縄総合事務局港湾計画課

報告

生活・利用に関する検討部会（仮称）

事務局（案）：竹富町
石垣環境自然保護官事務所
石垣港湾事務所

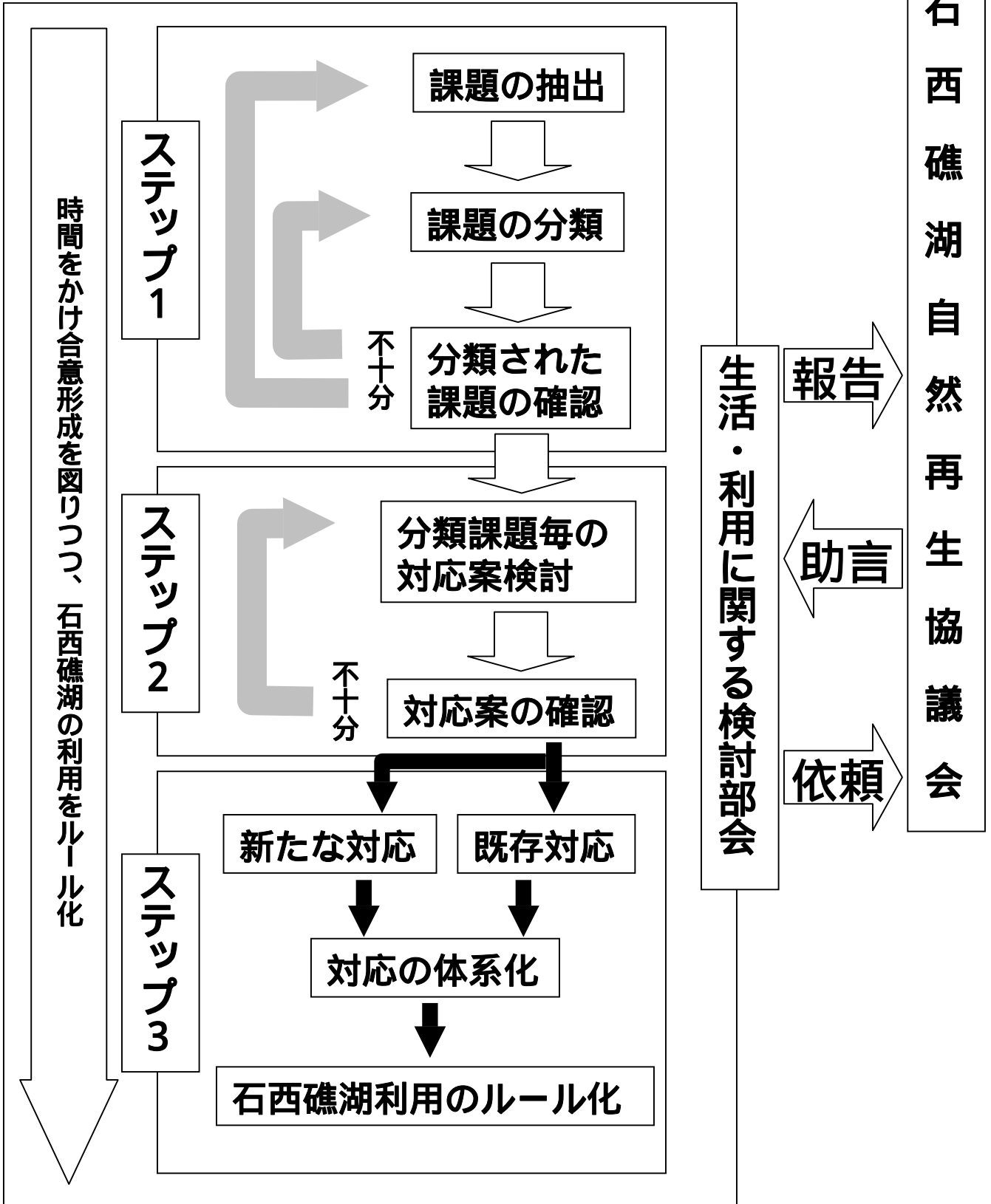
各 部 会 よ り 報 告

.....

（「生活・利用に関する検討部会」の概要）

- * 地域住民が生活を営む上で必要不可欠となる「漁業」「観光」「海上交通」等について、石西礁湖の自然再生との両立を図りつつ、永続的に活用するためのあり方・ルールについて検討する。
- * 利用者の意見を十分に把握しつつ、意見の集約に努め、部会での検討結果については協議会に報告する。
- * 検討部会については、協議会のメンバー有志によって構成されるが、特に地域住民・地元関係者の積極的な参画が重要と想定される。
- * 第1回検討部会については、8月中旬～下旬を想定。

検討部会の手順イメージ



第1回 生活・利用に関する検討部会資料

基礎資料編

(案)

平成19年8月21日

石西礁湖自然再生協議会
生活・利用に関する検討部会

- 目 次 -

1	ダイビング利用について	1
1.1	八重山地域の入域観光客数の推移	1
1.2	ダイビングスポットについて	1
1.3	ダイビング業者数推移について	3
1.4	遊漁船隻数推移について	4
2	漁業利用について	5
2.1	漁業権位置図について	5
2.2	漁獲量の推移について	6
2.3	漁港就業者数の推移について	7
2.4	漁港登録漁船隻数の推移について	8
3	船舶運航について	9
3.1	竹富町入域観光客数の推移について	9
3.2	船舶乗降客数の推移について	9
3.3	運航便数の推移について	10
3.4	旅客船の増加について	11
4	自然再生協議会での取り組みの整理	12

1 ダイビング利用について

1.1 八重山地域の入域観光客数の推移

石垣島への入域客観光客数は概ね安定的に増加して平成18年で77万人に達し、その消費額も549億円となっている。また、平成18年の入域観光客数は沖縄県(5,540千人)の約13%を占めている。

表 - 1 石垣島の入域観光客数等の推移

年次	入域観光客数(千人)	観光収入(億円)
1989(H 1)	300	210
1990(H 2)	327	229
1991(H 3)	401	281
1992(H 4)	426	298
1993(H 5)	426	298
1994(H 6)	432	346
1995(H 7)	442	354
1996(H 8)	448	448
1997(H 9)	525	500
1998(H10)	518	515
1999(H11)	602	552
2000(H12)	599	508
2001(H13)	579	511
2002(H14)	613	440
2003(H15)	696	501
2004(H16)	716	449
2005(H17)	751	524
2006(H18)	772	549

資料：平成16年以前は平成元年～16年度八重山要覧(沖縄県八重山支庁)
平成17年以降は「離島関係資料(平成19年1月)」(沖縄県より)

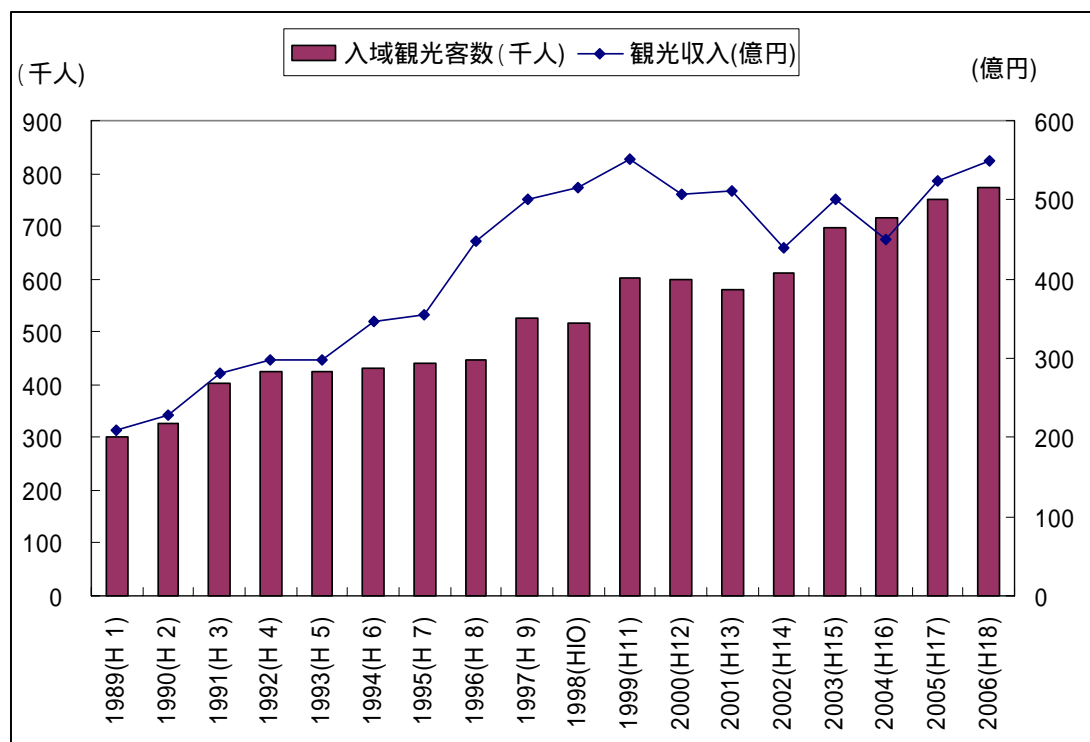


図 - 1 石垣島の入域観光客数等の推移

資料：平成16年以前は平成元年～16年度八重山要覧(沖縄県八重山支庁)
平成17年以降は「離島関係資料(平成19年1月)」(沖縄県)

1.2 ダイビングスポットについて

八重山における主なダイビングスポットは概ね全域に分布しており、石西礁湖周辺では黒島の南方、竹富島の北方が主なダイビングポイントになっている。

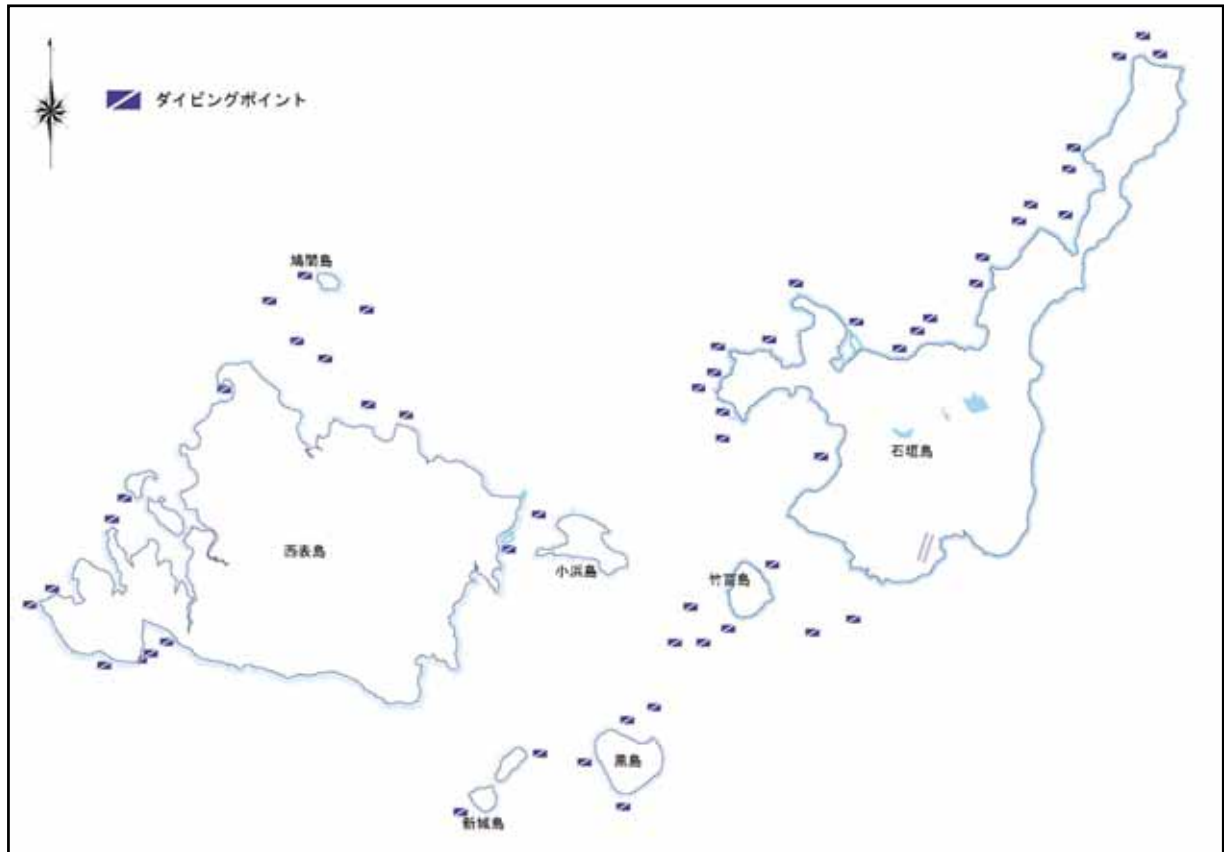


図 - 2 八重山諸島周辺の主なダイビングポイント

資料：「沖縄楽園ダイビング2003」(株水中造形センター刊),「ダイビングポイントマップ」(沖縄マリン出版刊),「沖縄マリ
ンレジャーセイフティービューロー調査資料」(財団法人沖縄マリンレジャーセイフティービューロー)をもとに作成。

1.3 ダイビング業者数推移について

八重山地域のダイビングショップは石垣市、与那国町、竹富町のいずれも年々増加傾向にあり、平成19年で約80件となっている。(石垣市の八重山ダイビング協会の会員は78件である。)

表 - 2 八重山におけるダイビング業者数の推移

(単位：件)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
石垣市	32	29		32	31		40		50	53 (73)	58 (78)
竹富町	12	13		14	14		13		11	11	14
与那国町	3	3		5	5		6		7	7	7
計	47	45		51	50		59		68	71	79

資料：各年版のタウンページ(NTT西日本)各年5月現在の件数(但し、平成19年はインターネットタウンページ)
注：平成18・19年の石垣市の()書きは八重山ダイビング協会の会員数

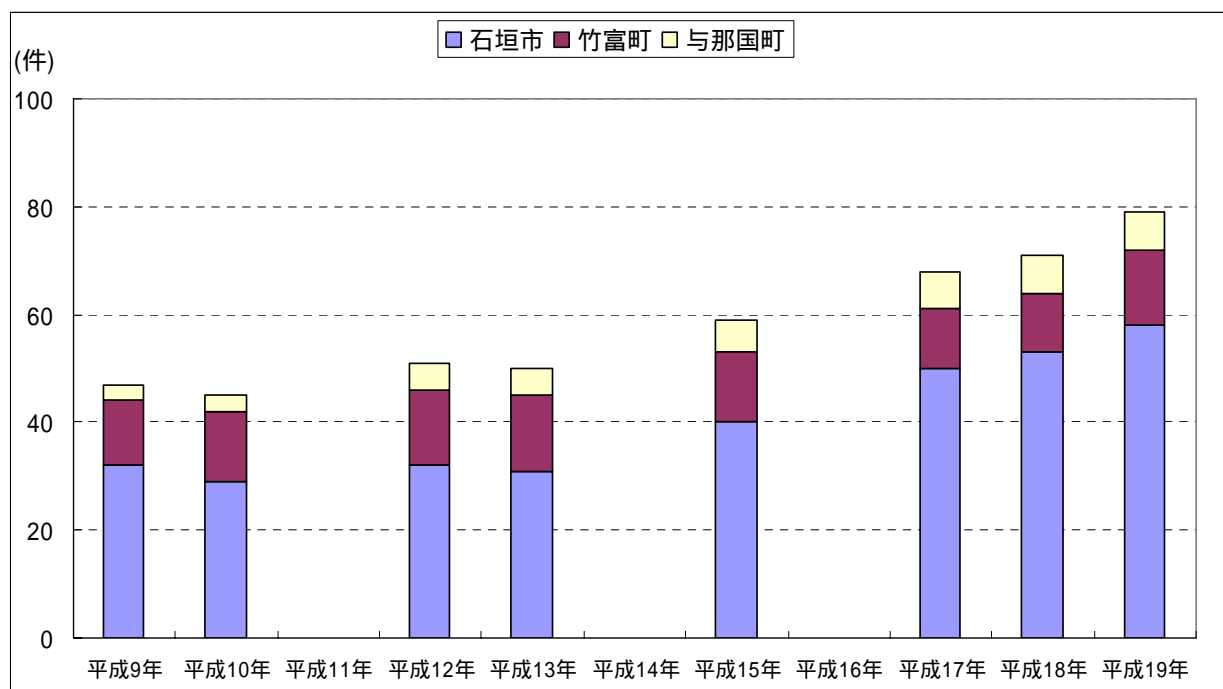


図 - 3 八重山地域におけるダイビング業者数の推移

資料：各年版のタウンページ(NTT西日本)各年5月現在の件数(但し、平成19年はインターネットタウンページ)より作成
注：平成18・19年の石垣市の()書きは八重山ダイビング協会(<http://ishigaki.net/yda/>)の会員数

1.4 遊漁船隻数推移について

八重山地域の遊漁船隻数は平成18年で約850隻となっており、ここ5カ年の推移は減少傾向にある。このうち遊漁船は、石垣市、与那国町、竹富町のいずれも減少傾向にあり、特に石垣島で大きく減少している。一方、遊漁兼用船は、横這いもしくは増加傾向にある。

表 - 3 八重山地域における遊漁船・遊漁兼用船の推移

(単位：隻)

	平成14年			平成15年			平成16年			平成17年			平成18年		
	遊漁船	兼用船	小計	遊漁船	兼用船	小計	遊漁船	兼用船	小計	遊漁船	兼用船	小計	遊漁船	兼用船	小計
石垣市	515	196	711	535	212	747	499	221	720	429	221	650	378	222	600
竹富町	157	46	203	154	64	218	142	80	222	117	90	207	112	88	200
与那国町	15	49	64	13	50	63	12	48	60	8	46	54	7	41	48
計	687	291	978	702	326	1,028	653	349	1,002	554	357	911	497	351	848

資料：平成14～18年度在籍隻数集計表（小型船舶検査機構沖縄支所）

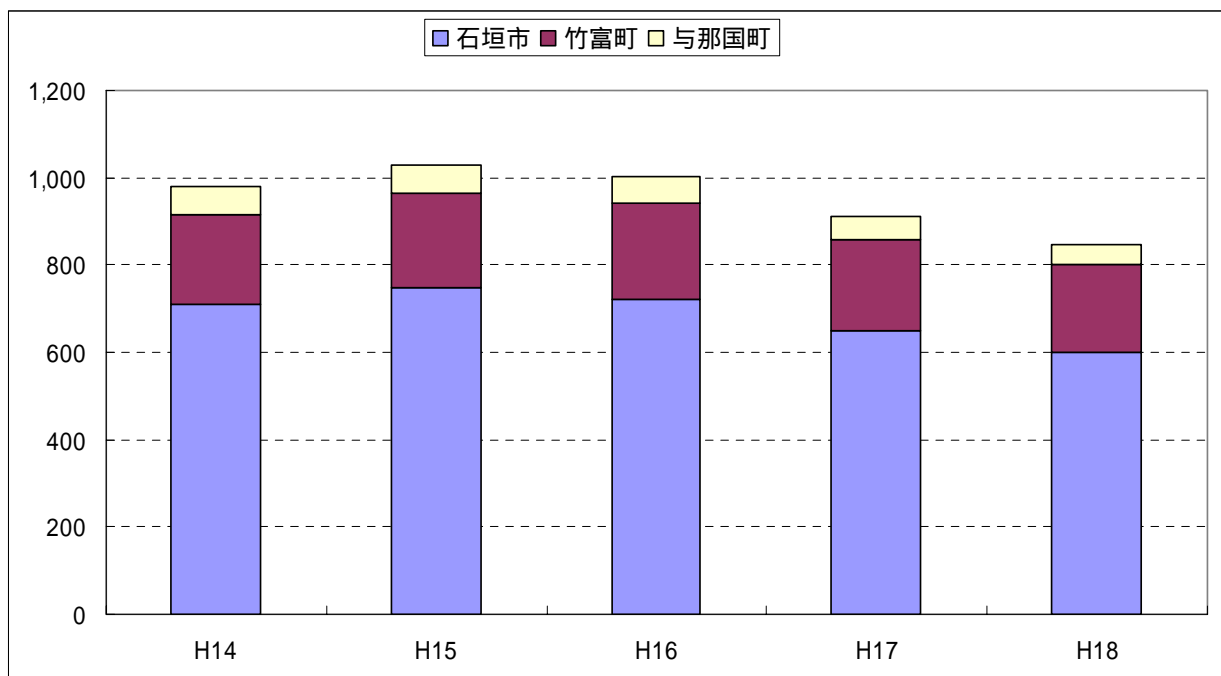


図 - 4 八重山における遊漁船・遊漁兼用船の推移

資料：平成14年～18年度在籍隻数集計表（小型船舶検査機構沖縄支所）

2 漁業利用について

2.1 漁業権位置図について

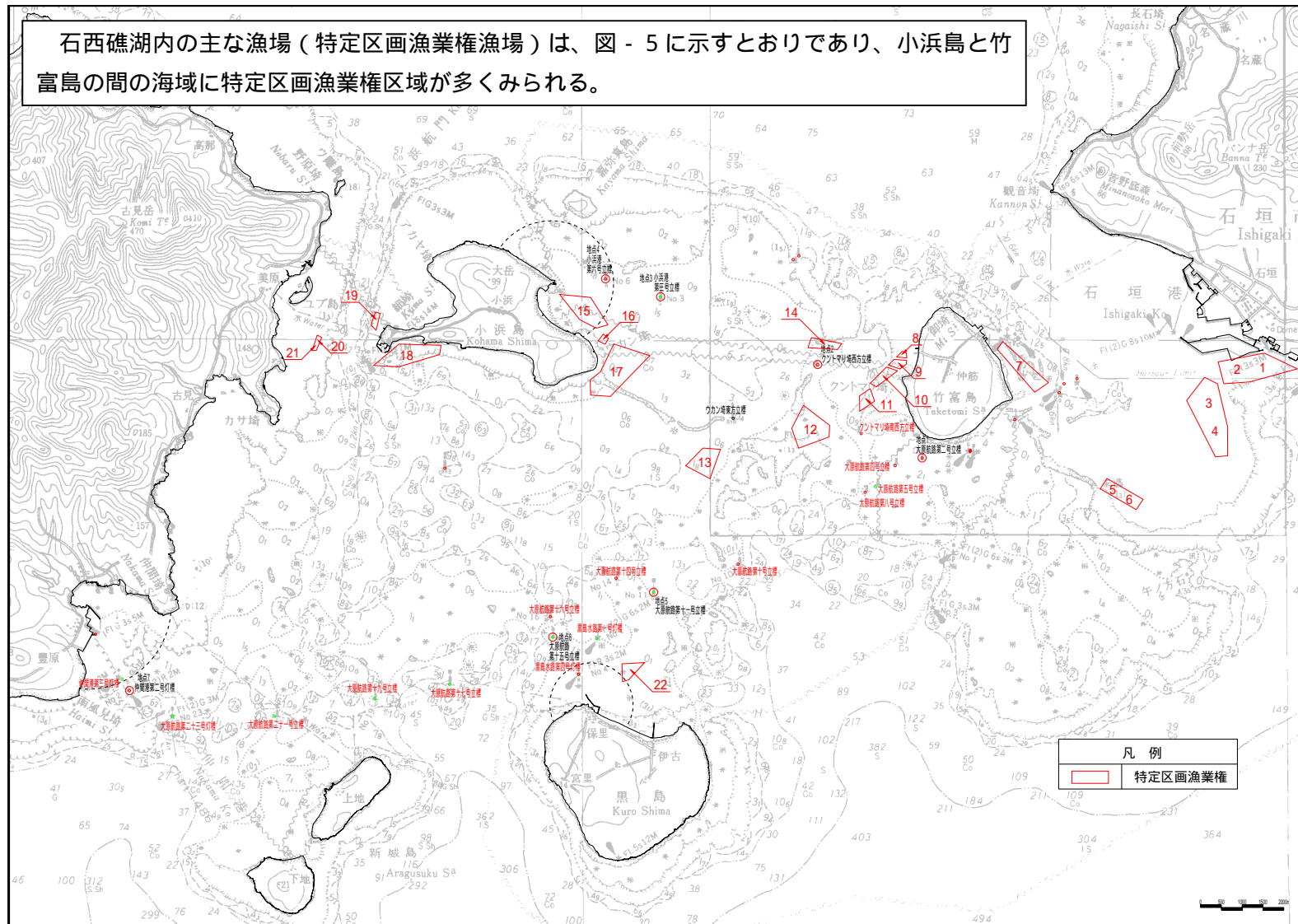


図 - 5 石西礁湖の主な漁場

資料：「漁業権の免許内容等（特定区画漁業権・定置漁業権）」平成 15 年 9 月」（沖縄県農林水産部水産課）より作成

2.2 漁獲量の推移について

八重山地区における漁獲量は、1970年代に漁獲量の大半を占めていたカツオ漁の衰退に伴い、1974年の9,690tをピークに大きく減少しており、2004年の海面漁業生産は、1,413tとなっている。(図-6)

1974年以降はこれに代わり、ハタ類、フエフキダイ類、ブダイ類、タカサゴ類などのサンゴ礁魚類やマチ類などが急激に増加したが、1980年以降はいずれも減少傾向にある(図-7)。

また、シャコガイ類やウニ類も1970年代半ばに急激に漁獲量が増加したが、その後は大きく減少し、2004年現在では、わずかしが漁獲されていない。

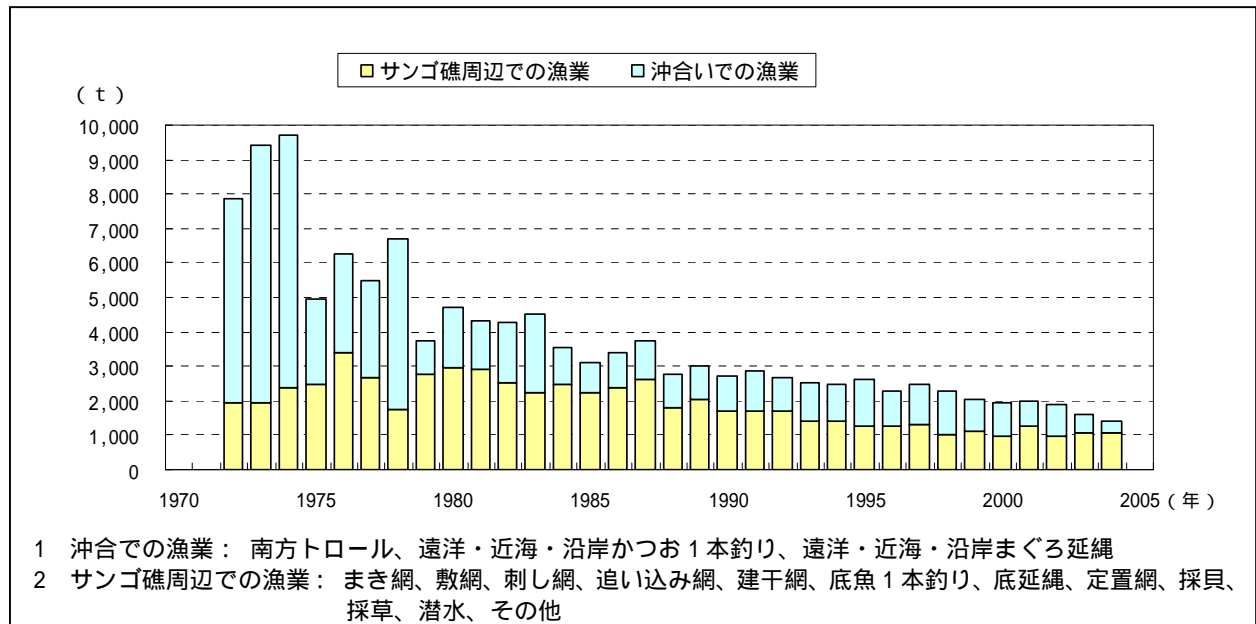


図 - 6 八重山海域における漁獲量の推移

資料：沖縄総合事務局、1972～2004年「第1～34次 沖縄県農林水産統計年報」から作成

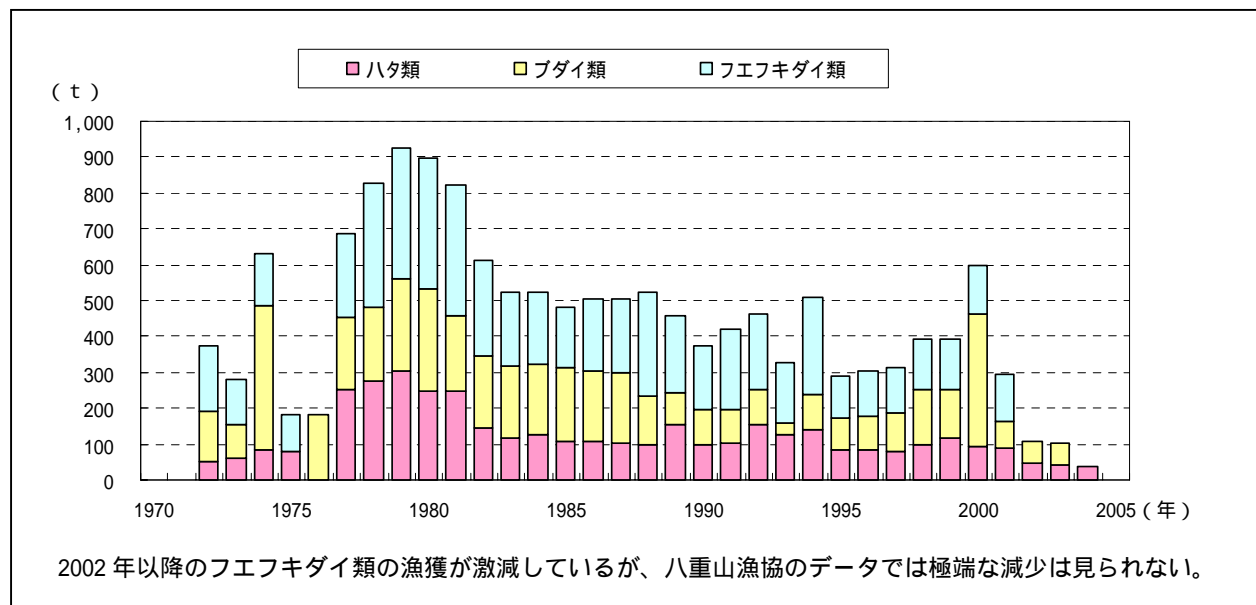


図 - 7 八重山海域における3つのサンゴ礁魚類の漁獲量(与那国町を除く)の推移

資料：沖縄総合事務局、1972～2004年「第1～34次 沖縄県農林水産統計年報」から作成

2.3 漁港就業者数の推移について

八重山地域の漁業従事者も漁獲高と同様に年々減少傾向にあり、平成15年は約500人となっている。

表 - 4 八重山地域の漁業従事者数の推移

(単位：人)

	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年
石垣市	595	533	445	412	356
竹富町	141	166	131	139	109
与那国町	60	68	52	45	38
計	796	767	628	596	503

資料：2003年(第11次)漁業センサス(沖縄県企画部統計課)

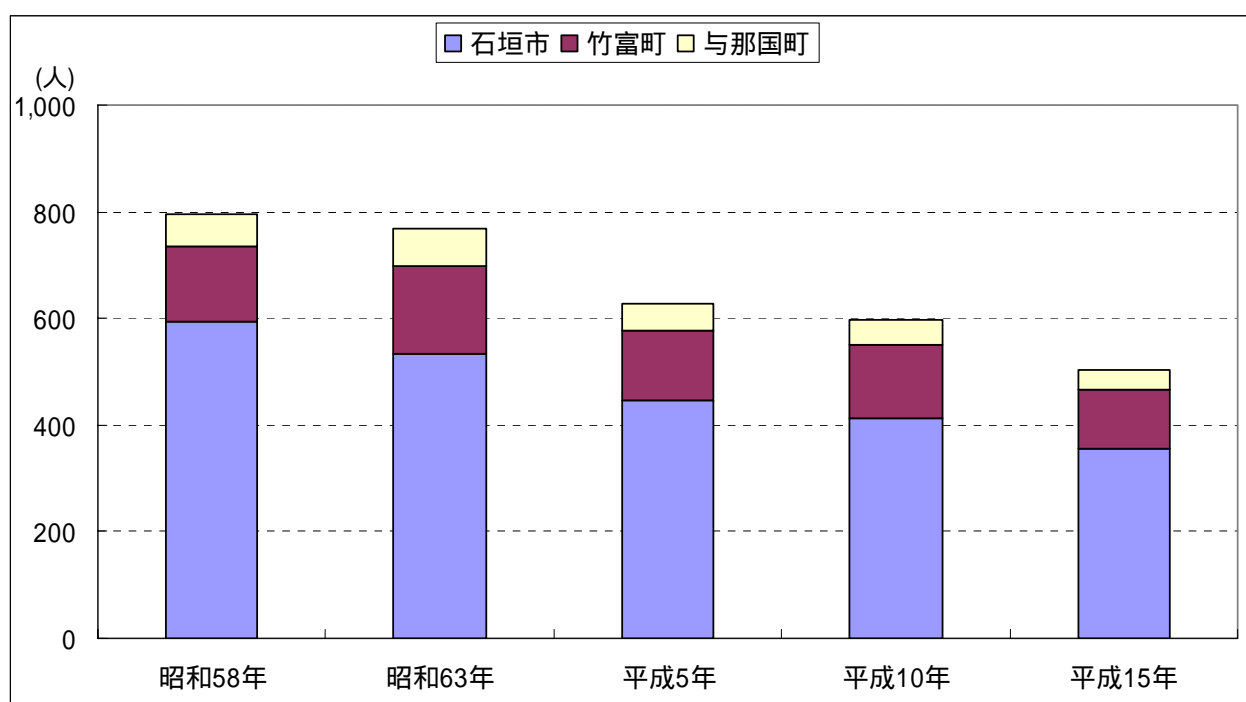


図 - 8 八重山地域の漁業従事者数の推移

資料：2003年(第11次)漁業センサス(沖縄県企画部統計課)

2.4 漁港登録漁船隻数の推移について

八重山地域の漁船隻数は約 800～1,000 隻前後の横ばいで推移しており、平成 16 年は 935 隻となっている。

表 - 5 八重山地域の漁船隻数の推移

市町村	船型	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
八重山	計	887	902	922	890	916	916	974	997	990	935
	5t未満計	868	880	899	864	886	886	943	961	954	899
	5t以上計	19	22	23	26	30	30	31	36	36	36
石垣市	計	617	628	638	641	662	659	670	680	677	650
	5t未満計	599	609	618	620	639	637	648	653	650	623
	5t以上計	18	19	20	21	23	22	22	27	27	27
竹富町	計	193	198	210	184	187	191	239	252	255	234
	5t未満計	193	197	209	181	182	185	233	246	249	228
	5t以上計	0	1	1	3	5	6	6	6	6	6
与那国町	計	77	76	74	65	67	66	65	65	58	51
	5t未満計	76	74	72	63	65	64	62	62	55	48
	5t以上計	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3

資料：平成7～16年度漁船統計資料(沖縄県農林水産部)

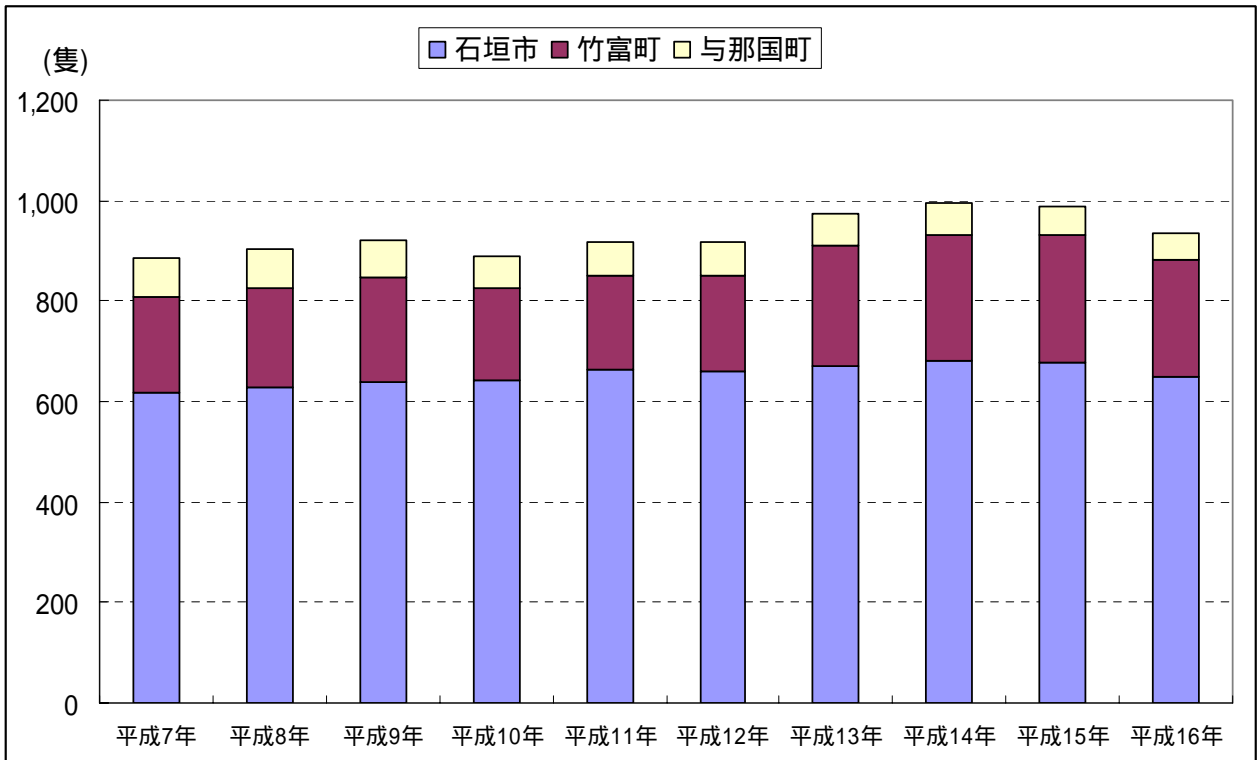


図 - 9 八重山地域の漁船隻数の推移

資料：平成7～16年度漁船統計資料(沖縄県農林水産部)

3 船舶運航について

3.1 竹富町入域観光客数の推移について

竹富町の延べの入域観光客数は年々増加傾向にあり、平成10年には50万人を超え、平成17年には100万人に達しようとしている。また、島別では竹富島、西表島が全体の約80%を占める。

表 - 6 竹富町の島別延べ入域観光客数の推移

(単位:人)

	石垣市	竹富町全体	竹富島	西表島	小浜島	黒島	波照間島	鳩間島	新城島	嘉弥真島	与那国町
昭和50年	79,000	119,938	52,784	42,125	11,916	8,025	5,088	-	-	-	6,500
昭和55年	211,300	199,000	96,000	69,000	22,000	8,000	4,000	-	-	-	10,500
昭和60年	250,072	213,979	80,880	71,405	40,746	14,096	3,889	365	2,598	-	12,596
昭和61年	242,766	230,797	84,735	89,880	35,217	15,097	4,006	343	1,519	-	14,644
昭和62年	248,922	213,302	72,677	86,496	37,523	10,550	4,243	390	1,423	-	20,609
昭和63年	270,581	233,673	90,270	80,397	39,582	10,875	10,690	331	1,528	-	22,017
平成元年	300,291	285,930	86,721	113,188	59,661	11,484	13,242	318	1,316	-	22,500
2年	327,104	303,392	92,346	123,645	59,113	12,683	13,582	247	1,776	-	23,700
3年	401,376	372,870	116,784	150,135	70,466	19,475	13,989	526	1,495	-	23,900
4年	426,242	394,883	129,321	178,464	50,058	21,135	14,188	288	1,429	-	25,000
5年	425,925	391,045	128,688	170,649	55,454	22,825	11,848	284	1,297	-	26,700
6年	432,010	360,211	113,541	156,395	53,807	18,749	16,394	164	1,161	-	26,300
7年	442,140	388,601	109,269	201,967	43,282	17,387	14,877	141	1,678	-	29,400
8年	447,886	395,523	114,028	207,605	45,622	11,751	14,964	182	1,371	-	27,900
9年	524,824	480,594	130,260	276,467	45,948	12,088	13,927	182	1,722	-	29,300
10年	517,908	524,927	181,405	250,829	53,134	15,348	23,463	232	516	-	32,300
11年	602,027	566,825	205,754	267,503	55,012	15,980	21,080	384	1,112	-	31,300
12年	599,343	644,387	268,289	285,080	53,566	11,534	18,533	540	1,780	5,065	25,200
13年	578,978	606,242	246,265	271,852	60,217	12,280	10,116	140	680	4,692	28,400
14年	613,362	737,761	299,232	304,710	99,292	15,488	9,588	530	1,932	6,989	27,545
15年	695,681	923,690	394,581	366,105	121,750	18,146	12,821	586	2,103	7,598	30,517
16年	715,777	869,836	355,565	350,997	115,922	17,904	13,538	2,475	1,663	11,772	31,474
17年	751,182	978,023	416,438	350,831	161,455	23,245	14,354	3,162	1,240	7,298	30,534

資料：離島関係資料（沖縄県企画部地域離島課）（昭和60年度～平成17年度版）

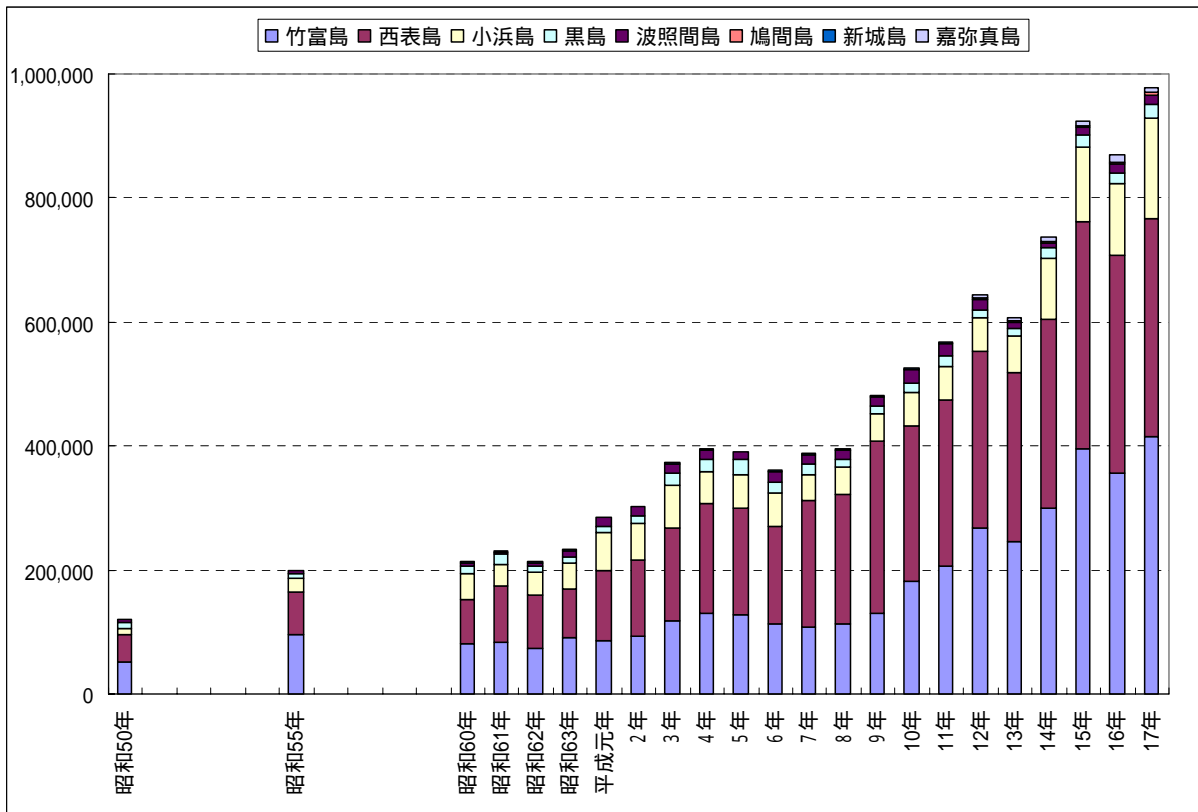


図 - 10 竹富町の島別延べ入域観光客数の推移

資料：離島関係資料（沖縄県企画部地域離島課）（昭和60年度～平成17年度版）

3.2 船舶乗降客数の推移について

航路別の乗降客数は年々増加にあり、平成17年には170万人を突破した。乗降客数が多いのは石垣～竹富航路で全体の約40%を占め、次いで石垣～大原(仲間)航路で約30%である。

また、石垣～小浜航路は平成17年実績で約32万人であり、同様にここ数年大幅に増加している。

表 - 7 航路別乗降客数の推移

(単位：人)

	竹富	大原	小浜	黒島	鳩間	上原	波照間	合計
50年	109,966	51,810	23,397	15,231	4,855	28,714	9,283	243,256
51年	106,873	50,162	22,000	15,625	10,551	28,763	5,774	239,748
52年	106,809	89,935	23,852	17,226	5,659	20,812	4,274	268,567
53年	122,087	112,321	25,562	17,069	5,463	16,205	3,731	302,438
54年	109,971	95,615	26,333	18,630	2,675	54,292	3,336	310,852
55年	109,901	92,019	34,296	21,812	3,441	72,827	3,258	337,554
56年	104,298	93,253	33,647	17,891	2,403	73,181	4,381	329,054
57年	93,670	89,357	15,156	15,283	2,747	60,701	5,187	282,101
58年	92,418	92,611	20,451	15,742	2,724	56,516	5,480	285,942
59年	91,670	97,948	21,688	15,783	2,658	61,926	4,990	296,663
60年	92,895	103,280	34,212	15,573	2,481	61,364	4,632	314,437
61年	86,691	95,777	36,168	15,955	1,918	58,369	5,091	299,969
62年	78,114	62,531	37,007	37,956	1,907	47,546	4,468	269,529
63年	79,811	67,974	36,113	28,776	1,961	37,183	1,436	253,254
元年	74,149	91,897	32,219	16,726	169	589	593	216,342
2年	197,778	114,129	47,208	20,124	434	263	1,516	381,452
3年	281,315	170,789	55,586	26,514	622	409	1,082	536,317
4年	262,288	166,036	46,091	25,825	633	265	1,072	502,210
5年	309,391	117,228	34,912	30,501	572	316	742	493,662
6年	335,584	154,251	74,800	33,768	1,066	23,891	772	624,132
7年	287,975	211,834	136,558	37,752	652	27,810	610	703,191
8年	258,886	202,083	139,945	36,332	416	30,419	32,943	701,024
9年	413,621	486,836	132,432	76,227	445	84,564	15,137	1,209,262
10年	341,278	478,852	134,739	43,555	895	120,511	18,698	1,138,527
11年	346,075	356,854	131,077	51,617	779	128,471	28,907	1,043,777
12年	382,202	471,538	124,823	63,784	1,330	121,110	21,699	1,186,485
13年	405,044	453,300	177,254	61,402	951	126,399	16,922	1,241,272
14年	485,276	507,384	227,899	66,242	1,952	133,134	22,632	1,444,519
15年	610,572	620,978	297,936	73,093	2,070	174,765	28,165	1,807,579
16年	620,805	509,564	300,542	78,428	2,509	175,432	28,890	1,716,169
17年	679,161	529,139	319,625	93,046	2,986	184,090	32,004	1,840,050

資料：運輸要覧（沖縄総合事務局）（昭和51年12月～平成18年12月版）

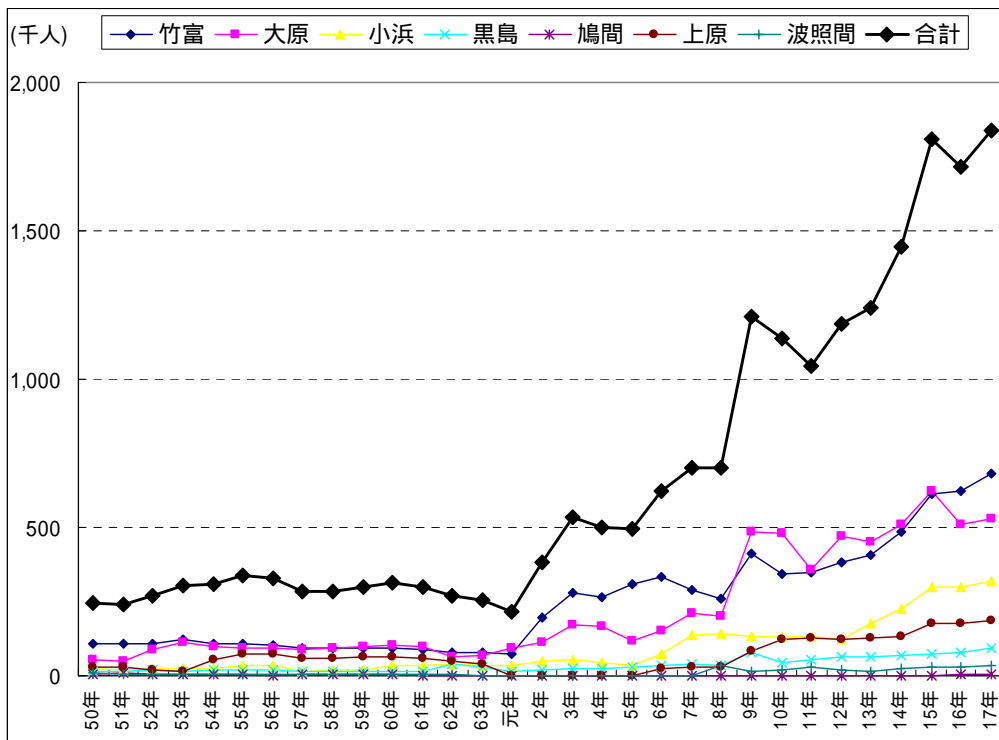


図 - 11 航路別乗降客数の推移

資料：運輸要覧（沖縄総合事務局）（昭和51年12月～平成18年12月版）

3.3 運航便数の推移について

航路別の運航回数は過去3ヵ年、横ばい傾向にあり、約4万回前後で推移している。

運航回数の多いのは旅客数同様に石垣～竹富航路で全体の約40%を占め、次いで石垣～大原(仲間)航路が約20%である。

表 - 8 航路別運航回数の推移

(単位：回)

	竹富	大原	小浜	黒島	鳩間	上原	波照間	合計
50年	2,018	749	858	831	164	254	133	5,007
51年	2,017	1,225	778	779	224	238	136	5,397
52年	2,595	1,906	927	907	218	226	139	6,918
53年	3,674	1,969	829	830	221	230	134	7,887
54年	2,643	2,071	571	894	217	477	134	7,007
55年	2,688	2,090	1,411	1,076	678	589	135	8,667
56年	2,520	2,049	1,508	1,121	598	703	130	8,629
57年	2,857	1,750	1,243	881	660	577	137	8,105
58年	2,597	1,646	713	843	539	589	135	7,062
59年	2,550	1,300	1,005	1,174	513	612	135	7,289
60年	2,573	1,271	1,352	1,177	514	621	133	7,641
61年	2,574	1,197	1,330	1,141	168	559	137	7,106
62年	2,637	928	1,685	1,005	174	606	134	7,169
63年	2,539	1,321	1,667	1,156	174	603	135	7,595
元年	2,431	1,372	2,016	1,068	169	589	143	7,788
2年	5,781	2,413	2,621	1,646	164	533	151	13,309
3年	7,789	4,629	2,754	1,965	409	622	160	18,328
4年	6,911	2,748	2,649	1,900	265	633	152	15,258
5年	7,661	1,537	1,971	1,572	316	606	137	13,800
6年	8,432	2,865	2,656	1,649	302	901	132	16,937
7年	7,568	4,674	3,691	1,974	261	1,466	140	19,774
8年	7,608	4,572	3,984	1,896	135	1,589	1,009	20,793
9年	12,479	10,037	3,390	3,083	230	3,644	1,087	33,950
10年	13,365	10,334	3,740	3,631	233	3,604	1,124	36,031
11年	13,672	8,229	3,687	2,973	123	3,591	1,167	33,442
12年	13,425	10,326	3,682	3,677	231	3,840	1,115	36,296
13年	12,438	10,375	4,014	3,472	222	3,800	926	35,247
14年	13,272	10,665	4,647	3,716	278	4,046	997	37,621
15年	14,254	11,580	7,943	3,813	269	3,883	976	42,717
16年	14,165	8,392	8,446	3,694	245	3,931	1,022	39,895
17年	14,708	7,931	8,241	3,946	249	4,218	885	40,178

資料：運輸要覧（沖縄総合事務局）(昭和51年12月～平成18年12月版)

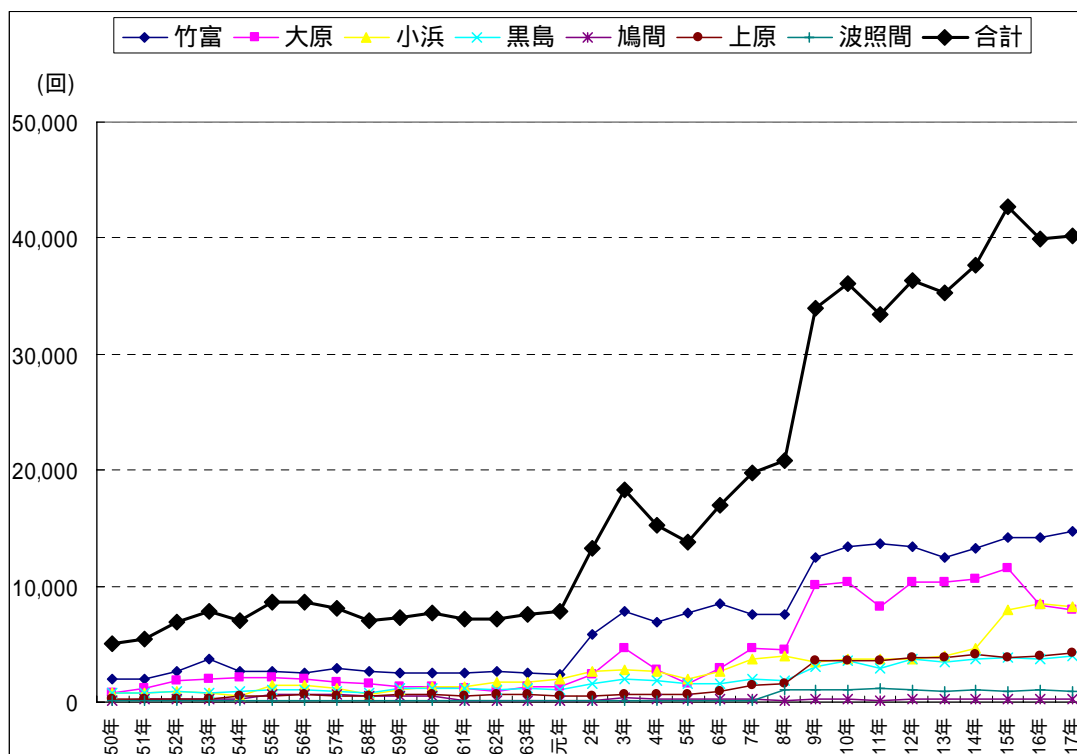


図 - 12 航路別運航回数の推移

資料：：運輸要覧（沖縄総合事務局）(昭和51年12月～平成18年12月版)

3.4 旅客船の増加について

旅客船隻数は平成 14 年以降増加傾向にあり、平成 13 年から平成 18 年で 6 隻増加している。
平成 18 年の旅客船隻数は 28 隻である。

表 - 9 船種別船舶隻数の推移

(単位：隻)

	昭和 50年	55年	60年	61年	62年	63年	平成 元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
旅客船	1	3	8	10	10	10	13	17	19	19	20	19	17	17	22	22	22	23	22	24	24	26	28	28
フェリー・ 貨客船	5	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4
計	6	6	12	14	14	14	17	21	22	22	23	22	20	20	25	25	25	26	25	27	28	30	32	32

資料：運輸要覧（沖縄総合事務局）(昭和51・56年12月版、昭和61年12月～平成18年12月版)

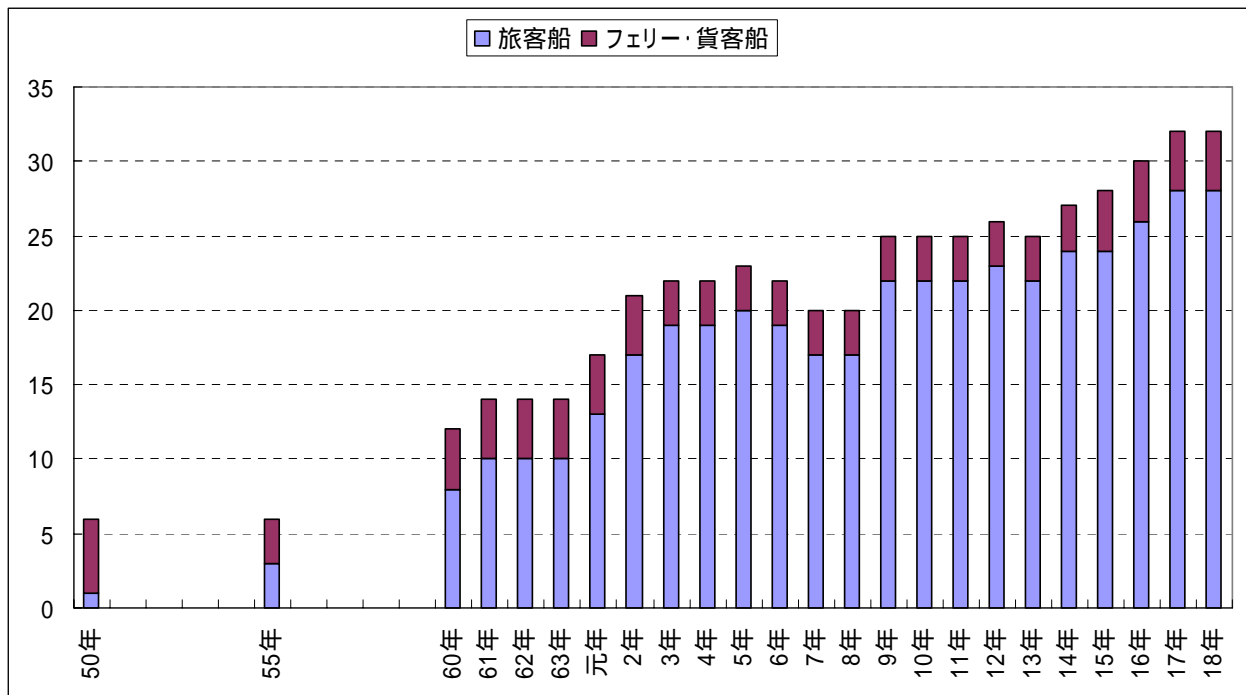
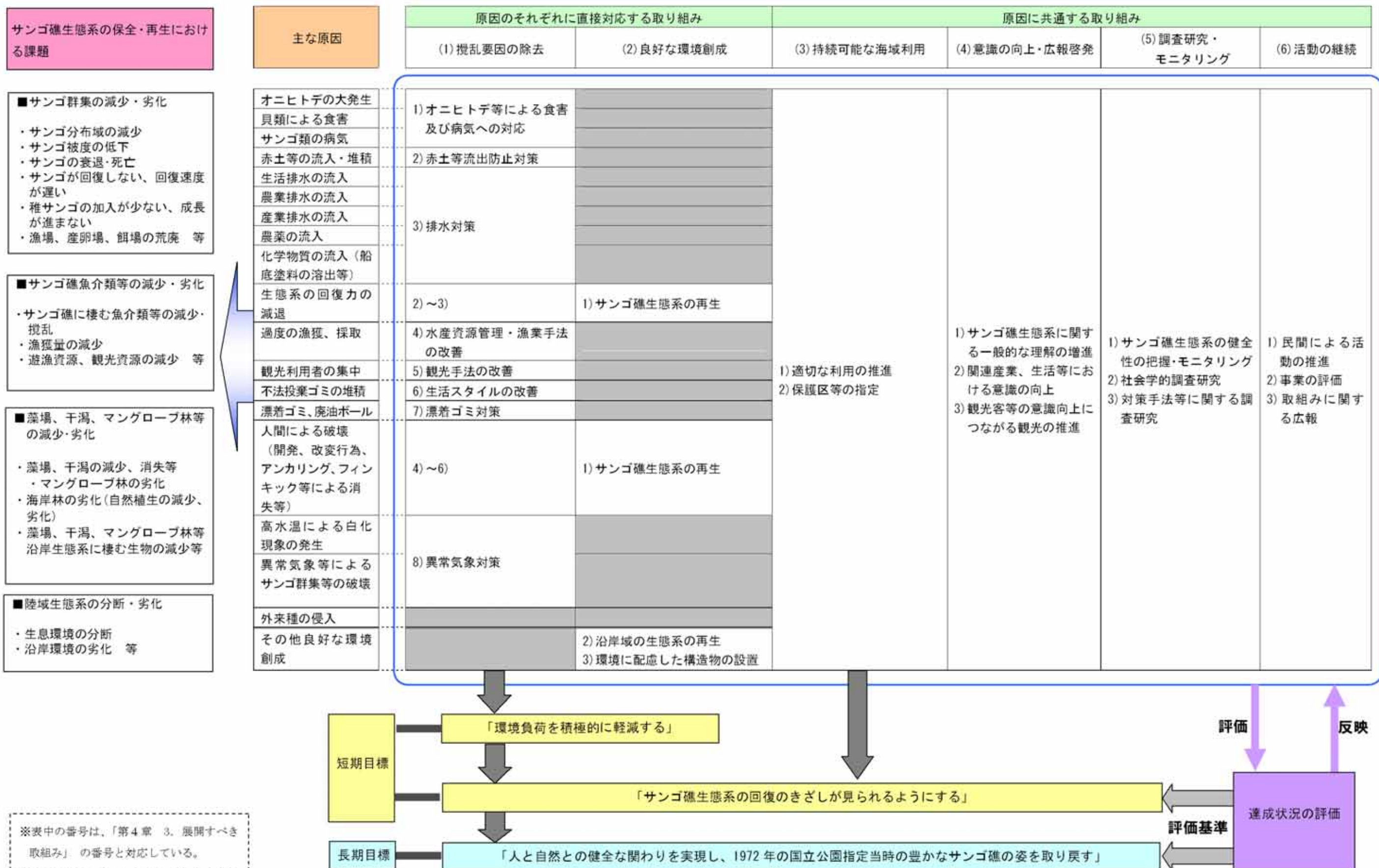


図 - 13 船種別船舶隻数の推移

資料：：運輸要覧（沖縄総合事務局）(昭和 51・56 年 12 月版，昭和 61 年 12 月～平成 18 年 12 月版)

4 自然再生協議会での取り組みの整理

表 - 10 石西礁湖自然再生に向けた取り組みの流れ



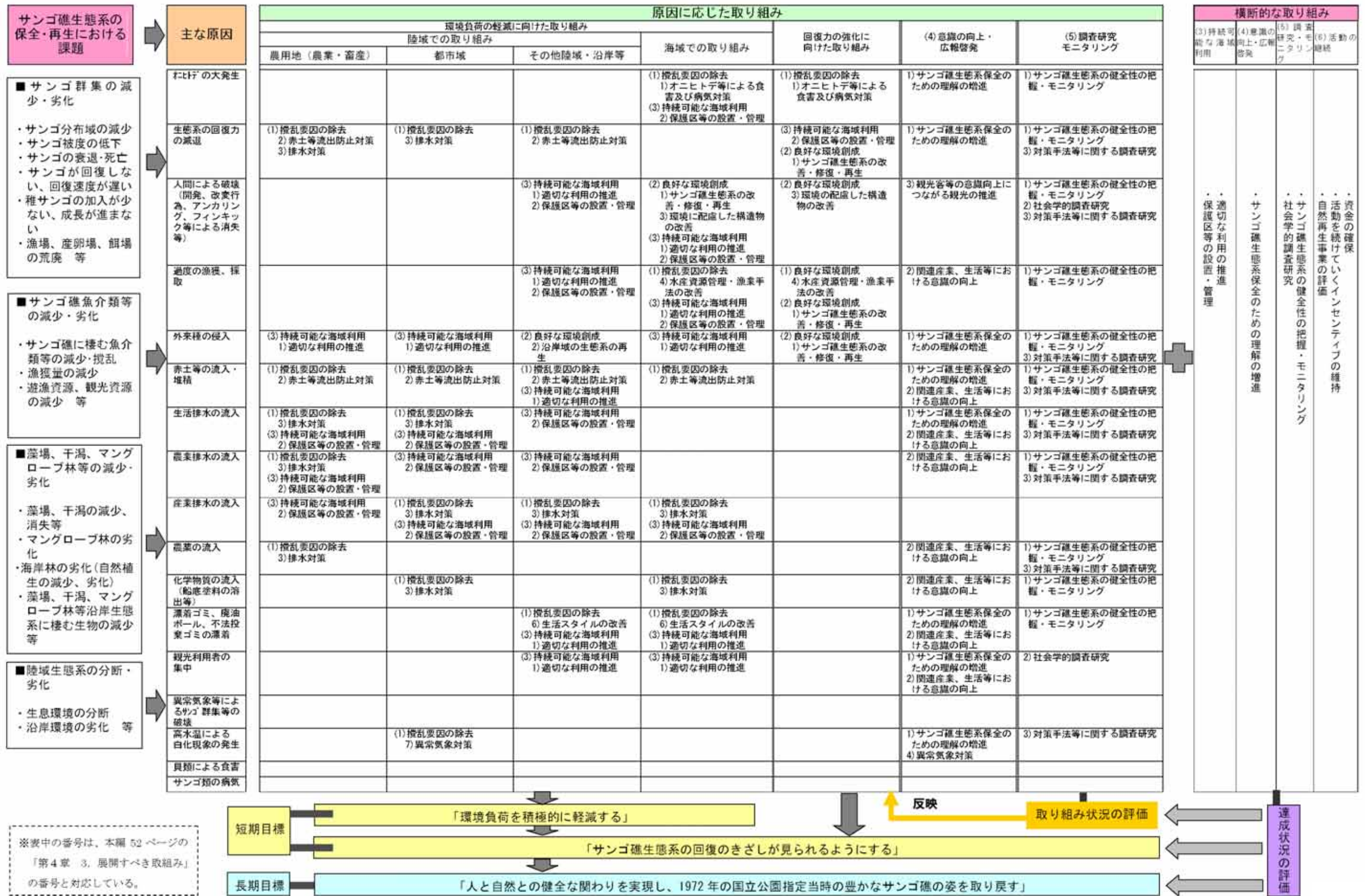


図 - 14 石西礁湖自然再生に向けた取り組みの流れの詳細

小グループによるディスカッションのイメージ

1. ディスカッションの基本的事項

小グループ分け... 7人程度/グループで行います。

テーマ..... 石西礁湖の自然再生と利用の共存に関するテーマを基本として、全てのグループで同様のディスカッションを行います。

進行について..... 事務局より1人、各グループに進行役が付きます。進行役と協働して活発な意見交換を行ってください。

ルールについて... 他人の意見を最後まで聞き、他人の意見を非難しないということが基本的なルールです。また、時間については、できるだけ時間厳守で行いましょう。

- ・ 多数決的な討議ではなく、合意の場を創造しましょう
- ・ 何のためのディスカッションか、テーマ（趣旨）に沿った意見を出しましょう
- ・ 自由な協議ができるように、お互いの意見を尊重しましょう。他の方と意見が異なっても否定はしないようにしましょう。

2. 今回のディスカッションで行うこと

石西礁湖での利用にあたっての課題を話し合おう！

石西礁湖での「ダイビング」「漁業」「船舶運航」の利用にあたって、「石西礁湖でサンゴ礁生態系と利用とが共存するための課題として何があるか？」について話し合い、できる限り課題を抽出してください。

また、抽出された課題が、どのような原因、背景に起因するか解る範囲で抽出してください。



3. テーマとタイムスケジュールについて

「ディスカッションについて」

開会・ディスカッションの説明（約5分）

「石西礁湖でサンゴ礁生態系と利用とが共存するための課題は？」

「整理された課題の原因、背景等は？」

石西礁湖でサンゴ礁生態系と利用とが共存するための課題を各自で考え、付箋紙に書き込みます。（約10分）

考えついた各自の意見を発表した後、進行役に付箋紙（各自意見記載済み）を渡し、進行役が模造紙（A1）に張り出します。発表は、グループ内で順繰り行います。他の方の発表等により、新たな問題点等が思いつきましたら、新たな付箋紙に意見を書き込み次の発表順番に発表します。

以上、ある程度、問題点等が出つくすまで繰り返します。（約40分）

「各グループにおけるディスカッション結果の整理」

各グループから全体に報告する課題を5程度選定してください。（約5分）

要望や意見等が何かありましたら、事務局までご提出ください。

ワークショップ閉会

石西礁湖自然再生協議会 規約

第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第3条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、石西礁湖（石西礁湖に影響を及ぼす陸域と海域を含む。）とする。

第2章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第4条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第3章 構成

(構成)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
- (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他(1)の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者
- (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
 - 2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。
 - 4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(途中参加委員)

第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。

- 2 新たに委員となろうとする者が、第14条に規定する運営事務局に委員となりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。

- 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
- 3 解任されようとする者には第11条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第10条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議及び部会

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

(部会)

第12条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第11条に規定する協議会の会議に報告する。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
- 3 部会に部会長及び部会長代理を各1名置き、部会構成委員の互選により選出する。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
- 5 部会は部会長の召集により開催される。
- 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

第13条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

第6章 運営事務局

(運営事務局)

第14条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が行う。
- 3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。
- 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

第15条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第11条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 第13条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第7章 補則

(寄付金等)

第16条 協議会は石西礁湖自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、第1条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第17条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(規約改正)

第18条 この規約は、第6条に規定する協議会の委員の発議により、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附則

この規約は、平成18年2月27日から施行する。

石西礁湖自然再生協議会 運営細則

第1章 部会

(設置)

第1条 協議会に次の部会を設置する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

(検討事項)

第2条 部会では、次の事項を協議する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

石西礁湖の自然再生と地域住民の生活に必要な活動との両立を進めるために必要となる事項等。

(部会事務局)

第3条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

(部会事務局の所掌事務)

第4条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議の運営
- (2) 部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他部会が付記する事項

第2章 協議会及び部会の運営

(協議会及び部会の傍聴)

第5条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び部会の記録)

第6条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第3章 補足

(細則改正)

第7条 この細則は、規約第6条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成19年7月5日から施行する。

～ 「石西礁湖自然再生協議会」の会議のルール～

時間はみんなのもので。共有し、有効に利用しましょう。

- 会議の開始、終了時刻を守りましょう。
- 各メンバーが発言できるよう、発言時間は長くないよう配慮しましょう。

お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。

- お互いの意見をよく聴き、それぞれの発言を尊重しましょう。
- 発言に対してははじめから否定することのないよう配慮しましょう。
- メンバーはすべて平等な立場にあります。自由な発言を行うことを基本としましょう。
- 特定の個人や団体等を誹謗中傷するような発言は行わないようにしましょう。
- 会議に欠席するメンバーのうち、議題に関して意見や提案のある方は、運営事務局に対して「意見・提案シート」により、事前に意見等を提出することができます。
提出された意見等は、参考意見として会議の席上で出席者全員に報告します。
- わかりやすい言葉や文字で、自分の意見を述べましょう。

「石西礁湖自然再生」の目的に則った議論を行いましょう。

- 石西礁湖の望ましい将来を考え、サンゴ礁生態系の保全・再生の視点から建設的な議論を行いましょう。
- 石西礁湖自然再生の目的に則った議論を行いましょう。
- 提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないように配慮しましょう。

合意形成に向けてお互い努力しましょう。

- 問題の所在や対立点などを明確にしたうえで、合意形成を目指して議論を進めましょう。
- 反対意見がある場合には、原則として協議を重ねることにより合意形成を図っていきましょう。
- 決定すべき事項で、どうしても合意形成が図られない場合は、決定方法について協議し、定めることとします。